

【令和6年度 政策・調整会議】

件 名：「川崎市立地適正化計画」（素案）の策定について

日 時：令和6年8月21日（水）10：35～10：40

場 所：本庁舎7階特別会議室

●付議理由

将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展、自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、居住や都市機能を誘導する区域、誘導施策及び防災・減災対策の取組を位置づける立地適正化計画を策定し、市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくりをより一層推進するため。

●付議概要

計画策定のために、主な取組を素案としてとりまとめ、広く市民意見を募集する。

（1）計画の基本方針

- ・人口動態や自然災害リスクへの対応を踏まえた魅力的で暮らしやすい持続可能なまちづくり

（2）居住促進

- ・生活サービスやコミュニティ等が持続的に確保されるよう、居住を促進する区域として、市街化調整区域や土砂災害特別警戒区域などを除く市域の大部分を「居住促進区域※」に設定

（※都市再生特別措置法に基づく居住誘導区域について、本市では「居住促進区域」と名称）

- ・居住促進区域外で居住の用に供する、一定規模の開発行為・建築行為等を実施する場合には、法令による届出を義務付け

（3）都市機能誘導

- ・都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域として、広域拠点・地域生活拠点に加え、2号再開発促進地区・整備促進地区を「都市機能誘導区域」に設定
- ・都市計画マスタープランに位置づけられている都市機能のうち、都市機能誘導区域に誘導することが望ましい施設として、大規模商業施設（10,000㎡以上）、ホール・劇場、映画館、コンベンション施設を「誘導施設」に設定
- ・誘導区域外で誘導施設を設置する場合、又は、誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合には法令による届出を義務付け

（4）防災指針

- ・居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる機能の確保を図るため、防災・減災と復興の両面を兼ね備えた指針を策定
- ・災害種別ごとに課題の整理や取組方針を設定するとともに、より対応を図っていく必要がある洪水浸水想定区域（計画規模浸水深3m以上）においては、自然災害リスクの周知・啓発や浸水被害軽減の配慮を促すことを目的に、市独自の届出を求める

（5）目標値・進行管理

- ・居住促進・都市機能誘導・防災指針の分野ごとに進捗状況を把握するため目標値となる指標を設定
- ・今後、総合計画の改定や国の指標設定の考え方等の公表にあわせて、目標値となる指標の機動的な見直しを検討

●結論

案のとおり了承。